

養育期間標準報酬月額特例 申出書 終了届出書

養育特例の適用を受ける場合には申出書、養育特例の適用が終了した場合には終了届出書に、必要事項を記入のうえ勤務先の共済組合事務担当課を通じて共済組合へ提出してください。

下記のとおり申し出（届け出）ます。 兵庫県市町村職員共済組合 理事長 様		フリガナ	キョウサイ	ハナコ
令和 XX 年 4 月 9 日		氏名	共済	花子
		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日
		昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> XX 年 7 月 5 日		
個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号（左詰）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
所属所コード	100	組合員等番号	1000	
フリガナ	ヒョウゴケン ○○シ □□チヨウイ-23			
住所	〒△△△ - △△△△ 兵庫 都道府県 ○○ 市市区 □□町1丁目23番地			
フリガナ	キョウサイ	イチロウ	養育する子の性別	養育する子の生年月日
養育する子の氏名	共済	一郎	男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	令和 XX 年 8 月 3 日
子の個人番号（マイナンバー）	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8			

○3歳に満たない子を養育することとなった場合に記入してください。

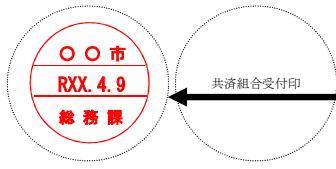
当該子に係る養育特例の申出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
養育することとなった年月日	令和 XX 年 8 月 3 日
養育特例期間開始年月日	令和 XX 年 4 月 1 日
基礎月における所属機関	名称 ○○市役所 所在地 〒△△△ - △△△△ 兵庫 都道府県 ○○ 市市区 □□町7丁目89番地
他の実施機関において養育特例の適用を受けていた場合、加入していた実施機関	第1号厚生被保険者（民間企業等） ・ 第2号厚生被保険者（国共済） 第3号厚生被保険者（他の地共済） ・ 第4号厚生被保険者（私学共済）

○3歳に満たない子を養育しないこととなった場合に記入してください。

養育しないこととなった年月日	令和 年 月 日
該当する事由を○で囲んでください	1 当該子以外の子を養育することとなったため 2 当該子が死亡したため 3 育児休業等を開始したため 4 産前産後休業を開始したため 5 その他（ ）

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。
令和 XX 年 4 月 9 日

所属機関の長 職名 ○○市長
氏名 兵庫 太郎



※ 以下の書類を添付してください。

- 子の生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書
ただし、申出者が世帯主の場合は、申出者と養育する子の続柄が確認できる住民票でも代用できます（注）。
 - ※申出の対象となる子が以下の場合は、次に掲げる書類を提出してください。
 - 特別養子縁組の監護期間にある子の場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書
 - 養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合 児童相談所が交付する措置決定通知書
 - 世帯全員の住民票（注）
 - ※申出者と養育する子が同居していることを確認できるもので、所属所受付日から3か月以内に発行されたもの
 - 申請者（届出者）の個人番号を記入された方は次のいずれかの書類
 - マイナンバーカードの両面のコピー
 - 次の①および②のコピー
 - ①マイナンバーが確認できる書類：通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限ります。）
 - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど
- （注）個人番号を記入したときは、戸籍謄（抄）本等、住民票の添付を省略できる場合があります。

【組合使用欄】	従前標準報酬月額 (厚生年金)	年 月 等級	従前標準報酬月額 (退職等年金給付)	年 月 等級
	月額 千円		月額 千円	

養育特例の申出をする際に記入してください。

【養育することとなった年月日】
養育する子の生年月日を記入してください。

【養育特例期間開始年月日】
子を養育することとなった年月日を記入してください。
以下の事由に該当する場合は、その日を記入してください。

- ・3歳未満の子を養育する方が、新たに組合員資格を取得したとき …資格取得日
- ・育児休業（掛金免除）が終了したとき …育児休業等終了日の翌日の属する月の初日
- ・産前産後休業（掛金免除）が終了したとき …産前産後休業終了日の翌日の属する月の初日
- ・申出に係る子以外の子の養育特例の適用が終了したとき …養育特例期間の最後の月の翌月の初日

養育特例の終了の届出をする際に記入してください。

【所属機関の長の確認】
確認日は「養育特例期間開始年月日」以降の日付を記入してください。

【所属所受付印】
「養育特例期間開始年月日」以降の日付を押印してください。

【世帯全員の住民票】
養育特例期間開始年月日以降に発行されたものを添付してください。

【戸籍関係書類及び世帯全員の住民票】
コピー不可です。